

無料相談



弁護士による養育費等法律相談

養育費

親権

財産
分与

慰謝料

離婚

面会
交流

養育費の取り決め方がわからない。
額はどのくらい？
どうやって決めるの？

離婚を考えているけれど、
財産分与や面会交流のことを
知りたい！

法律の専門家である弁護士が 無料で相談をお受けします！

対象となる方

離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、
法律相談を希望する相模原市在住、在勤、在学の方



開設日時等

相談を希望される方は事前予約が必要です。おひとり1回限りとなります。
事前に各区のこども家庭相談員（裏面）へお申し込みください。

会場	相談日	相談時間	定員
緑区合同庁舎 3階 緑子育て支援センター 相談室	毎月第3火曜日	午後1時30分～ 午後2時10分	各回3人 (1人40分)
ウェルネスさがみはら 1階 中央子育て支援センター 相談室	毎月第3木曜日	午後2時20分～ 午後3時00分	各回3人 (1人40分)
南保健福祉センター 3階 南子育て支援センター 会議室	毎月第3水曜日	午後3時10分～ 午後3時50分	各回3人 (1人40分)

上記開設日時等は、変更となる場合があります。

相談内容と当日の弁護士の職務とが利益相反になる場合（既に相手方の依頼を受任しているなど）は、相談者の利益を保護するとともに、公平な回答を確保するため、相談日を変更していただくことがあります。

予約～相談までの流れ

1. 相談の予約

予約はお住まいの区の子育て支援センターのこども家庭相談員が承ります。

下記の「事前予約等の連絡先」をご確認のうえ、お電話もしくは窓口で予約をしてください。

2. 相談当日1週間前の電話連絡

予約について、確認のため相談当日の1週間前に電話連絡させていただきます。

万が一、ご都合がつかなくなった場合等には、その旨をお伝えください。

3. 相談当日

相談開始時間10分前までに、開設場所の区の子育て支援センターまでお越しください。当日の相談内容等に関する「相談票」を記入していただきます。

相談開始時間10分前に開設場所の子育て支援センターに来所されない場合、こども家庭相談員から電話連絡させていただきます。

相談開始時間を10分経過しても来所されない場合やご連絡が取れない場合には、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

4. 相談

担当弁護士へ、相談したい内容についてご相談ください。なお、今後のフォローアップのため、差し支えなければこども家庭相談員も同席させていただきます。

5. 相談終了後

アンケートをご記入いただきます。より良い事業としていくため、ご協力をお願いします。

*** 当日持参していただくと相談がスムーズになります（必須ではありません）***



相談内容	持参していただくもの
養育費に関すること	夫婦双方の収入が分かる資料（サラリーマンの場合は源泉徴収票、自営業の場合は確定申告書の控え等）
財産分与に関すること	預貯金（通帳のコピー）、不動産（不動産登記簿、固定資産の納税通知書、査定書）、住宅ローン（返済計画表）
その他	相談したい内容やこれまでの経過を整理し、メモにまとめておくと便利です。

事前予約等の連絡先 事前予約は、こども家庭相談員が受付します。

受付時間 月～金曜日（土・日・祝日はお休み） 午前9：00～午後5：00

緑子育て支援センター TEL 042-775-8815（こども家庭相談員直通）

〒252-5177 相模原市緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎3階）

中央子育て支援センター TEL 042-769-9221（こども家庭相談員直通）

〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-1（ウェルネスさがみはら1階）

南子育て支援センター TEL 042-701-7700（こども家庭相談員直通）

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1（南保健福祉センター3階）